

令和8年度 中山間地域等経営継続支援事業 のお知らせ

横手市では、中山間地域での耕作放棄地対策・営農継続支援のため、令和4年度から中山間地域等経営継続支援事業を実施しています。

本事業への取組みを希望する場合は、下記の通り申込書の提出をお願いします。

1 事業内容

その1 新規に農地を借受ける農業者への支援

対象者 : 中山間地域等(※1)の条件不利農地(※2)を、新規に3年以上(樹園地は5年以上)借受ける農業者

要件 : 1) 借受けは、農地法または農地中間管理機構による利用権を当年11月まで設定(予定含む)すること。
2) 借受ける農地は、特定農作業受委託契約からの切替でないこと
3) 現況が、田・畑・樹園地のいずれかであること
4) 農作物を作付けし、販売すること

補助額 : 1) 田・畑 50,000円/10a(3年以上借受けた面積あたり)
2) 樹園地 100,000円/10a(5年以上借受けた面積あたり)
*どちらも初年度 1回 限り

全て
満たす
こと

その2 農業生産施設等の維持補修・整備への支援

対象者 : 中山間地域等(※1)の条件不利農地(※2)で、営農を継続する農業者

要件 : 1) 着手前に申込すること
2) 農作物を作付けし、販売すること …… 条件不利農地の整備費の場合追加要件となります。

対象経費 : 1) 条件不利農地(※2)の整備費
土壌改良、整地、畦畔除去、暗渠排水、用排水路等のほ場に関する整備全般
2) 農道・水路・水利施設の維持補修費

1) 2)とも具体的には、

{	・ 工事費	} となります。
	・ 材料費	
	・ 車両リース代	

対象外

・ 個人への賃金、燃料費

補助額 : 対象経費(税抜)の1/2以内
上限 20万円

実施例 :
(水路の整備)



【実施前】



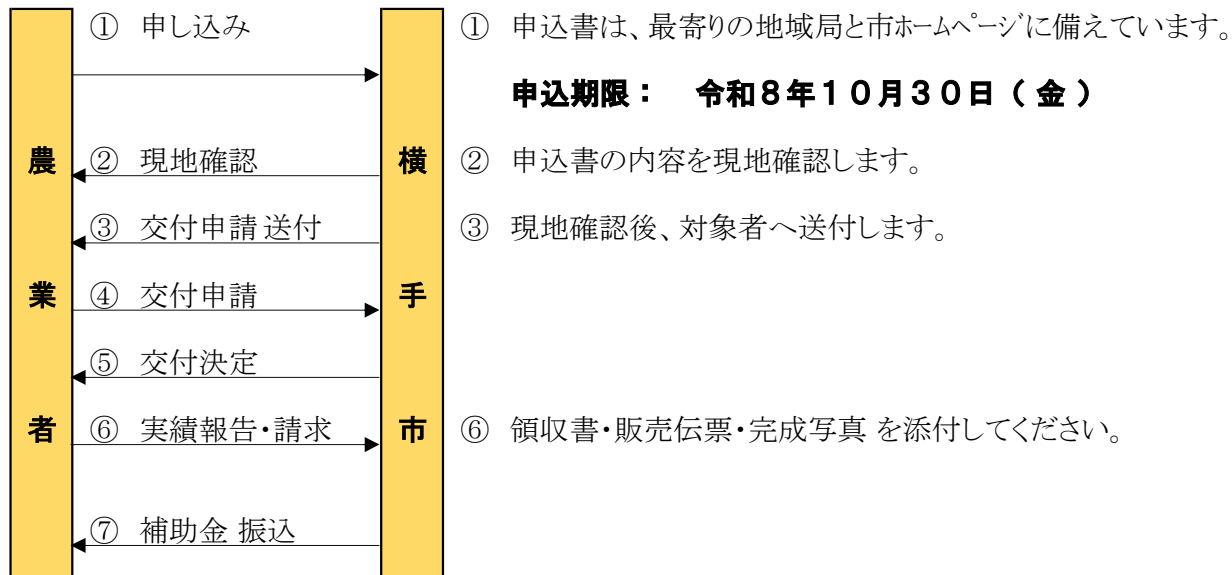
【実施後】

※1 中山間地域等・・・ 農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域で、土地改良区が管理していない農道・水路・水利施設がある地域

※2 条件不利農地・・・ 次の条件のうちどれか1つを満たす農地

- ①中山間地域等直接支払制度の対象となっている協定農用地 ②安定した水源がない
③区画が小さい(30a未満)・不整形な田または畑 ④農道や用水路等が未整備

2 申し込みから補助金振込までの流れ



3 留意事項 予算の上限に達した場合は、申込を終了する場合があります。

4 提出先 横手市役所 農業振興課 農業政策係（平鹿地域振興局 3F）
または 各地域局 地域課 産業建設係

5 問合せ先 横手市役所 農業振興課 農業政策係 高橋、菅原
TEL 0182-32-2112